

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第四号）の一部を改正する告示案新旧対照条文

率（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第四号）の一部分は改正部分）

改正案

特定分別基準適合物	業種	比率
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の四九・一四
規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種	規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の二一・四二
規則別表第二の一の項	規則別表第二の一の項	一〇〇分の二六・一〇

現行

特定分別基準適合物	業種	比率
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の五〇・八四
規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種	規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の一九・二四
規則別表第二の一の項	規則別表第二の一の項	一〇〇分の二五・二〇

規則第四条 第二号に規 定する分別 基準適合物				「と いう。 」 第四条第 一号に規 定 する分別基 準適合物		
種 の 規則別表第二の二の項 の下欄の二に掲げる業	種 の 規則別表第二の二の項 の下欄の八に掲げる業	種 の 規則別表第二の二の項 の下欄の口に掲げる業	種 の 規則別表第二の二の項 の下欄のイに掲げる業	種 の 規則別表第二の一の項 の下欄のへに掲げる業	種 の 規則別表第二の一の項 の下欄の水に掲げる業	種 の 規則別表第二の二に掲げる業
一〇〇分の 四五・九八	一〇〇分の 一四・八〇	一〇〇分の 三三・一四	一〇〇分の 五・五七	一〇〇分の 〇・二七	一〇〇分の 二・〇三	一〇〇分の 一・〇四

規則第四条 第二号に規 定する分別 基準適合物				「と いう。 」 第四条第 一号に規 定 する分別基 準適合物		
種 の 規則別表第二の二の項 の下欄の二に掲げる業	種 の 規則別表第二の二の項 の下欄の八に掲げる業	種 の 規則別表第二の二の項 の下欄の口に掲げる業	種 の 規則別表第二の二の項 の下欄のイに掲げる業	種 の 規則別表第二の一の項 の下欄のへに掲げる業	種 の 規則別表第二の一の項 の下欄の水に掲げる業	種 の 規則別表第二の二に掲げる業
一〇〇分の 四五・九〇	一〇〇分の 一二・二二	一〇〇分の 三二・六八	一〇〇分の 八・六二	一〇〇分の 〇・六五	一〇〇分の 二・八八	一〇〇分の 一・一九

			規則第四号に規定する分別基準適合物		
規則別表第二の三の項の下欄の二に掲げる業	規則別表第二の三の項の下欄の八に掲げる業	規則別表第二の三の項の下欄の口に掲げる業	規則別表第二の三の項の下欄のイに掲げる業	規則別表第二の二の項の下欄のへに掲げる業	規則別表第二の二の項の下欄のホに掲げる業
一〇〇分の〇・四三	一〇〇分の七一・六八	一〇〇分の二一・六八	一〇〇分の四・九五	一〇〇分の〇・三五	一〇〇分の〇・一六

			規則第四号に規定する分別基準適合物		
規則別表第二の三の項の下欄の二に掲げる業	規則別表第二の三の項の下欄の八に掲げる業	規則別表第二の三の項の下欄の口に掲げる業	規則別表第二の三の項の下欄のイに掲げる業	規則別表第二の二の項の下欄のへに掲げる業	規則別表第二の二の項の下欄のホに掲げる業
一〇〇分の一・〇六	一〇〇分の七二・六六	一〇〇分の一七・四一	一〇〇分の六・七六	一〇〇分の〇・四七	一〇〇分の〇・一一

		規則第四条 第四号に規 定する分別 基準適合物			
種	規則別表第二の四の項 の下欄の八に掲げる業	種	規則別表第二の四の項 の下欄の口に掲げる業	種	規則別表第二の三の項 の下欄のホに掲げる業
	二・七二 一〇〇分の		四・六七 一〇〇分の		〇・九六 一〇〇分の

		規則第四条 第四号に規 定する分別 基準適合物			
種	規則別表第二の四の項 の下欄の八に掲げる業	種	規則別表第二の四の項 の下欄の口に掲げる業	種	規則別表第二の三の項 の下欄のホに掲げる業
	二・五四 一〇〇分の		三・〇五 一〇〇分の		一・二七 一〇〇分の

規則第四條					
規則別表第二の五の項	規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	規則別表第二の四の項の下欄のヘに掲げる業種	規則別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	規則別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種
一〇〇分の	一〇〇分の 二八・二七	一〇〇分の 一二・二八	一〇〇分の 二・九四	一〇〇分の 三・五五	一〇〇分の 五・八一

規則第四條					
規則別表第二の五の項	規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	規則別表第二の四の項の下欄のヘに掲げる業種	規則別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	規則別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種
一〇〇分の	一〇〇分の 三一・二〇	一〇〇分の 一四・〇四	一〇〇分の 三・八四	一〇〇分の 三・七四	一〇〇分の 五・五四

規則第四号に規定する分別基準適合物			第五号に規定する分別基準適合物			
種	規則別表第二の六の項の下欄の八に掲げる業	規則別表第二の六の項の下欄の口に掲げる業	種	規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業	種	規則別表第二の五の項の下欄の口に掲げる業
	〇・三八	一〇〇分の四・五四		一〇〇分の四九・九九		一〇〇分の九三・七七
	一〇〇分の〇・三八			一〇〇分の三・〇五		三・一八

規則第四号に規定する分別基準適合物			第五号に規定する分別基準適合物			
種	規則別表第二の六の項の下欄の八に掲げる業	規則別表第二の六の項の下欄の口に掲げる業	種	規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業	種	規則別表第二の五の項の下欄の口に掲げる業
	〇・四一	一〇〇分の三・〇二		一〇〇分の四六・〇〇		一〇〇分の九二・四八
	一〇〇分の〇・四一			一〇〇分の三・九三		三・五九

種 規 則 別 表 第 二 の 六 の 項 の 下 欄 の チ に 掲 げ る 業	種 規 則 別 表 第 二 の 六 の 項 の 下 欄 の ト に 掲 げ る 業	種 規 則 別 表 第 二 の 六 の 項 の 下 欄 の ヘ に 掲 げ る 業	種 規 則 別 表 第 二 の 六 の 項 の 下 欄 の ホ に 掲 げ る 業	種 規 則 別 表 第 二 の 六 の 項 の 下 欄 の ニ に 掲 げ る 業
七・三八 一〇〇分の	二五・六九 一〇〇分の	四・三五 一〇〇分の	二・四六 一〇〇分の	五・二一 一〇〇分の

種 規 則 別 表 第 二 の 六 の 項 の 下 欄 の チ に 掲 げ る 業	種 規 則 別 表 第 二 の 六 の 項 の 下 欄 の ト に 掲 げ る 業	種 規 則 別 表 第 二 の 六 の 項 の 下 欄 の ヘ に 掲 げ る 業	種 規 則 別 表 第 二 の 六 の 項 の 下 欄 の ホ に 掲 げ る 業	種 規 則 別 表 第 二 の 六 の 項 の 下 欄 の ニ に 掲 げ る 業
一〇・〇六 一〇〇分の	二八・二七 一〇〇分の	五・二六 一〇〇分の	二・六三 一〇〇分の	四・三五 一〇〇分の